

地質人材育成コンソーシアム 運営会則

制定 平成29年7月31日

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(27規程第21号)に基づいて設置する地質人材育成コンソーシアムの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則(以下「本会則」という。)を定める。

(設置・目的)

第1条 地質調査総合センターの持つ地質の調査に関わる技術を伝承し、広く普及・定着させることにより、資源、防災、環境、地域振興等、幅広く社会に貢献することを目的として、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)地質調査総合センター 研究戦略部に、地質人材育成コンソーシアム(英語名: Consortium for human resources development of geology)(以下「本コンソーシアム」という。)を設置する。

(事業)

第2条 本コンソーシアムは、次に掲げる事業(以下「本事業」という。)を行う。

- 一 地質の調査に関わる人材育成のための研修の実施(以下、「研修」という。)
- 二 その他、本コンソーシアムの目的達成に必要な事業

(会員)

第3条 本コンソーシアムは、第1条の目的及び前条の事業に賛同した次の各号に掲げる者(以下「会員」という。)で組織する。

- 一 一般会員：第8条に定める会費を納めた法人、団体又は個人
- 二 特別会員：第6条に定める会長が、必要と認めた法人、団体又は個人

(会員の入退会等)

第4条 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、産総研が指定する方法によって申し込みを行うこととする。

- 2 会員の有効期間は、当該年の4月1日又は会費が納入された日のいずれか遅い日に始まり、翌年の3月31日までとする。
- 3 会員が有効期間の途中で退会しようとするときは、その理由を付した退会届等を会長あてに提出する。この場合、退会以前に納付した第8条に規定する会費は返還しない。
- 4 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長はその会員を除名することができる。
 - 一 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき

二 本コンソーシアム及び会員の利益や名誉を棄損する行為のあったとき

(会員の権利・義務)

第5条 会員は第8条に規定する会費の納付に応じて、本事業により実施される研修に参加する権利を有する。

- 2 会員は、本会の運営に関する意見を会長又は幹事に述べるができる。
- 3 会員は、本会則及び本コンソーシアムの運営にかかわるガイドライン等を遵守する義務を負う。
- 4 会員は、第8条に定める会費を負担するものとする。

(会長)

第6条 本コンソーシアムに、会長1名を置く。

- 2 会長は、地質調査総合センター長、又は当該センター長が指名した者とする。
- 3 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムの運営を統括する。

(幹事)

第7条 本コンソーシアムに、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、地質調査総合センターに所属する職員から会長が指名する。
- 3 幹事は、次の各号に定める業務を行う。
 - 一 会長の補佐及び会長に事故があるときはその職務の代行
 - 二 本事業の運営に関わる業務
 - 三 その他、本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

(運営費)

第8条 本コンソーシアムの運営費は、本条に定める会費と寄附金GeoBank（ジオバンク）からの資金をもって充てる。

- 2 本コンソーシアムの会費は、一口あたり2千円（消費税を含む）とし、研修の内容に応じて、口数を設定することとする。
- 3 一般会員は、前項に定める口数分の会費を納めることにより、当該研修に1件登録できる。
- 4 特別会員からは、会費を徴収しない。また会長が認めた場合は、一般会員の会費を減免することができるものとする。

(事業年)

第9条 本コンソーシアムの事業年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算・決算)

第10条 幹事は、当該事業年の予算及び決算（収入及び使途並びに経理状況等）を、会長に報告するものとする。

2 会員は、当該事業年の予算及び決算の開示を会長又は幹事に要求することができる。

（情報の取扱い）

第11条 研修で新たに得られた地質情報は、特段の定めがない限り、産総研に帰属するものとする。

2 秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

3 秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

（知的財産権の留保及びその取扱い）

第12条 会員は、前条第2項の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

2 前条第3項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

（設置期間）

第13条 本コンソーシアムの設置期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、会長が認める場合には、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

（解散）

第14条 技術の進展等による本コンソーシアム存続意義の喪失、会員の減少等、運営が困難となった場合、会長は本コンソーシアムを解散できるものとし、全会員に周知するものとする。ただし、解散は、3月31日に行うことを原則とする。

（会則の改訂）

第15条 本会則の改訂は、会長がこれを行い、会員に周知するものとする。

（協議）

第16条 本会則に定めのない事項については、会長、幹事、会員の協議をもって円満にこれを解決するものとする。

附則

この会則は、平成29年7月31日から施行する。